

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

【令和元年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

○現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告(令和元年10月7日実施)に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に給与改定を行うため所要の改正を行うもの。

2 給与改定のポイント

- (1) 給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ。
- (2) 勤勉手当の支給月数について、0.05月の引き上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、0.05月引き上げ。

3 具体的な規程の改正内容

番号	規程名	改正内容
1	公立大学法人青森公立大学職員給与規程	・給料表の引き上げ。(別表第1及び別表第2) (例) 事務職員 1-1 144,100円⇒146,100円(+2,000円) 教員職員 1-1 275,300円⇒277,100円(+1,800円)
2		・勤勉手当の12月支給月数を87.5/100から <u>92.5/100</u> へ引き上げ(5/100増額)。〈第26条〉 ※令和2年度は、 勤勉手当 6月期:90/100、12月期:90/100と平準化。
3	公立大学法人青森公立大学役員報酬規程	・期末手当の12月支給月数を160/100から <u>165/100</u> へ引き上げ(5/100増額)。〈第4条〉 ※令和2年度は、 勤末手当 6月期:162.5/100、12月期:162.5/100と平準化。
4	公立大学法人青森公立大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則	・上記2に伴い、勤勉手当成績率の上限を175/100から <u>180/100</u> へ引き上げ(5/100増額)。〈第18条〉

4 その他

- ◆時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直し

5 施行期日

- ◆決裁日(令和元年12月27日予定)。※令和2年度分に係る改正は、令和2年4月1日施行。

6 適用年月日

- ◆平成31年4月1日から適用する。

※役員報酬規程及び期末手当及び勤勉手当に関する細則は、令和元年12月1日から適用する。

7 今後の予定 ○令和2年1月末で差額を支給予定。

審議事項②

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には、100分の60、12月に支給する場合には、100分の165」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合には、100分の60、12月に支給する場合には、100分の165」とあるのはを、「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年12月〇〇日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

第1条

・令和元年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には100分の65」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の160」</p> <p>_____とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>

第2条

・令和2年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の162.5」</p> <p>_____とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には100分の65」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>